年　　月　　日

関　係　各　位

「虐待防止受付窓口設置」のお知らせ

　本法人虐待防止対応規定により、本事業所では利用者からの虐待通報に適切に対応する体制を整えることといたしました。

　本事業所における虐待防止対応責任者、虐待防止担当者及び第三者委員を下記のとおり設置し、虐待の防止に努めることといたしましたので、お知らせいたします。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 虐待防止対応責任者 | ●○　●○ | ○○事業所　管理者 |
| 虐待防止担当者 | ○○　○○ | ○○事業所　サービス管理責任者連絡先：09×－×××－×××× |
| 第　三　者　委　員 | ○○　●○ | ●○センター　連絡先：09×－×××－×××× |

虐待防止の解決方法

　１）虐待通報の受付

　　　虐待の通報は、面接、電話、書面などにより虐待防止担当者が随時受け付けます。また、直接虐待通報を申し出ることもできます。

２）虐待防止受付の報告・確認

　　虐待防止担当者が受け付けた虐待通報を虐待防止対応責任者と第三者委員に（虐待通報者が第三者委員への報告を拒否した場合を除く。）に報告いたします。第三者委員は、内容を確認し虐待通報者に対して、報告を受けた旨を通知します。

３）虐待防止解決のための対応

　　虐待防止対応責任者は、虐待通報者と誠意をもって対応し、解決に努めます。その際、虐待通報者、第三者委員の立会いによる相互協議は、次により行います。

　ア　第三者委員による虐待内容の確認

　イ　第三者委員による解決案の調整、助言

　ウ　相互協議の結果や改善事項等の確認

４）連絡先

重要事項説明書記載の支給決定市町村